

福岡市移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する市町村が行う地域生活支援事業として、福岡市移動支援事業（以下「事業」という。）を実施し、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は福岡市（以下「市」という。）とする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は別記のとおりとする。

（支給対象者）

第4条 この事業に係る給付費の支給対象者は、市内に居住する者であって、別記に定める者とする。ただし、福岡市長（以下「市長」という。）が別に定める場合は、この限りではない。

（支給申請）

第5条 この事業に係る給付費の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「申請者」という。）は、福岡市地域生活支援事業給付費支給申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第6条 区長は、前条の申請を受けた場合において、給付費の支給の決定（利用者負担上限月額の決定を含む。）をしたときは福岡市地域生活支援事業給付費支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前条の申請を受けた場合において、給付費を支給しないことを決定したときは福岡市地域生活支援事業給付費支給却下決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前条の申請を受けた場合において給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する額を準用する。ただし、受給者（障がい児の保護者に限る）が、当該障がい児の里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合は無償とする。その他、市長が別に利用者負担上限月額を定める場合はこの限りではない。

4 前条の申請を受けた場合において給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、1年とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。

5 前項本文の場合において、支給決定期間の開始日が月の初日以外の場合は、当該開始日の属する月の末日までの期間に当該月の翌月の初日から1年を加えるものとする。

- 6 利用者が、前項の規定により定める支給決定期間満了日以前に満18歳に到達する場合の支給決定期間満了日は、前2項の規定にかかわらず、18歳到達日の前日とする。
- 7 区長は、前条の申請を受けた場合において給付費の支給を決定したときは、当該申請者に地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。様式第4号）を交付するものとする。
- 8 この事業に基づくサービスの提供を受けようとする場合は、第1項により支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）はサービス提供を受ける事業者を受給者証を提示するものとする。

（支給決定の変更）

第7条 次の各号に定める場合には、受給者は区長に福岡市地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 受給者が管轄行政区内で居住地を変更するとき。
 - (2) 受給者の収入等が前年に比して著しく減少し、費用負担が困難になったとき。
 - (3) 支給決定の内容の変更を希望するとき。
- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。ただし、この場合における支給決定期間満了日は変更前の支給決定期間満了日とする。

（支給量等の変更決定通知）

第8条 区長は、前条の申請を受けた場合において、支給量等の変更の決定をしたときは、福岡市地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給決定の更新）

- 第9条 支給決定期間満了後においてもこの事業を利用しようとする受給者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うことができる。ただし、第6条第6項に定める場合のほか、市長が別に定める場合は、この限りではない。
- 2 前項の申請に係る手続きについては、第6条の規定を準用する。ただし、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

（支給決定の取消）

- 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すものとする。
- (1) 受給者又は支給決定に係る障がい児が、死亡又は市外へ転居したとき。
 - (2) 受給者又は支給決定に係る障がい児が、入院等により3ヶ月以上継続して利用しなかったとき。
 - (3) その他、利用を不相当と認めたとき。
- 2 前項第2号又は第3号の規定により支給決定を取消したときは、区長は福岡市地域生活支援事業給付費支給取消通知書（様式第7号）により受給者あてに通知するものとする。

（事業の従事者）

第11条 この事業に従事することができる者は、別記に定める基準（以下「事業者登録基準」という。）を満たす事業者とする。

2 前項に該当する事業者は、この事業を実施しようとする場合は、福岡市移動支援事業者登録申請書（様式第8号）を、実施事業所ごとに市長に提出し、登録を受けるとともに、事業の適正な実施のため、市との間で協定書（様式第10号）を締結しなければならない。

3 前項による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、10日以内に、その内容について福岡市移動支援事業者登録変更届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができるものとする。

(1) 登録事業者が不正に給付費の請求を行ったとき。

(2) 登録事業者が事業者登録基準を満たすことができなくなったとき。

(3) 登録事業者が法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 登録事業者がその他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

5 登録事業者は、第2項の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その1月前までに、再開するときは、10日以内に、福岡市移動支援事業者再開・廃止・休止届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（サービスの利用）

第12条 受給者は、この事業に基づくサービスの提供を受ける場合は、登録事業者と契約を締結するものとする。

2 受給者が登録事業者に支払うべきサービス利用に要した費用については、利用者負担額を除いて、市が受給者に支給することとする。ただし、当該支給については、受給者に代わり、登録事業者に対して支給することができる。この場合、当該費用については、受給者に対して支給があったものとみなす。

3 前項に規定するサービス利用に要した費用は、第3条に定める事業ごとに別記に定めるところにより算定した費用とし、利用者負担額は、当該費用の1割とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（利用の決定に関する経過措置）

第2条 施行日の前日において現に法附則第8条第1項第5号に定める外出介護の支給決定を受けていた者については、施行日に、第6条第1項の規定により移動支援事業の支給決定を受けたものとみなす。

第3条 施行日において法第28条第1項第7号に定める短期入所の支給決定を受

けた知的障がい者及び障がい児の保護者については、施行日に、第6条第1項の規定により日中一時支援事業の支給決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(福岡市ガイドヘルプ等事業実施要綱の廃止)

第2条 福岡市ガイドヘルプ等事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

1 事業概要

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、区役所や病院等へ外出する際、介護者が同伴できないときにヘルパーが付き添い、外出の支援を行う。

(1) 対象者

ア 全身性障がい者等

- ① 両上肢・両下肢のうち3肢以上に障がいがあり、上肢下肢いずれも身体障害者手帳1・2級を所持している障がい者等。ただし、上肢下肢の一方が1・2級、もう一方が3級であっても車イスでの自走ができないため、移動支援の必要性が認められる場合は利用できる。
- ② 体幹の身体障害者手帳1・2級を所持し、車イスでの自走ができない障がい者等。

イ 視覚障がい者等

視覚障がいの身体障害者手帳1・2級を所持している障がい者等。

ウ 知的障がい者等

- ① 療育手帳Aを所持しており、かつ、単独で外出が困難な障がい者等。
- ② 療育手帳Bを所持しており、かつ、外出不安があり単独で外出が困難な障がい者等。

エ 精神障がい者等

- ① 単独で外出が困難な障害者総合支援法に規定される障がい支援区分1以上の精神障がい者。
- ② 単独で外出が困難な精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持し外出不安がある障がい児。

※重度訪問介護、行動援護及び同行援護の支給決定を受けている者を除く。

(2) 利用可能な時間

月 40 時間

(3) 利用できる外出内容

ア 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ① 市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- ② 郵便局、銀行等金融機関利用のための外出
- ③ 医療機関への受診、相談のための外出
- ④ 入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- ⑤ その他上記に準ずる外出

イ 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ① 催しや大会、研修会などに参加するための外出
- ② 利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ③ 公的施設利用のための外出
- ④ 買物・理美容のための外出
- ⑤ 習い事・サークル活動などのための外出
- ⑥ その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出

(4) 利用できない外出内容

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出
(例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等)
- ③ 募金、宗教、政治的活動、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ④ 通年かつ長期にわたる外出（例：通園、通学、施設・作業所への通所等）

(5) 支援の種類

支援の種類は、個別型とグループ型とする。

ア 個別型とは、1人の利用者に対して1人のヘルパーが支援するものをいう。

イ グループ型とは、複数の利用者に対してその人数を下回る数のヘルパーが支援するものをいう。

(6) グループ型の要件等

ア グループ型の支援は、下記の全ての要件を満たさなければならない。

① グループ型の支援を実施するヘルパーに、利用者全員に対する個別型での支援の経験があることとする。

② ヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は3人未満とする。

③ 一のグループに対してヘルパー2人以上の従事とする。

イ グループ型の支援においては、その始点から終点まで連続して前項の要件を満たさなければならない。なお、事故時の対応等で、一時的に前項の要件を満たさなくなる場合はこの限りではないが、グループ型の支援の継続に際しては、代替のヘルパーを向かわせる等、安全の確保に努めなければならない。

ウ 報酬の対象となる一のグループに対して、同じ登録事業者のヘルパーが実施しなければならない。

エ 登録事業者は、グループ型の支援を実施する場合は、下記事項に留意しなければならない。

①各利用者からの意向に基づく支援であること

②訪問日時や移動手段、交通費等の費用、帰宅予定時間等について、各利用者と十分に調整すること

③前号の内容等を含めた移動支援計画書を作成して、安全かつ適切な外出支援となるよう入念に準備すること

④事故時における連絡体制や別ヘルパーの応援等、緊急時に対応できる体制を備えること

オ 登録事業者は、各利用者の障がい特性や心身の状況、支援するヘルパーの技能、各利用者に対する個別型での支援回数、ヘルパー1人当たりの利用者の人数、目的地等を勘案し、安全を確保し得ると判断する場合に限り実施することとする。

(7) その他

ヘルパーの付き添い中の交通費や施設入場料等（食事代を除く）については利用者の負担とする。

2 サービス提供事業者等

(1) 事業者登録基準

要件は次のいずれにも該当する事業者とする。

① 平成18年9月30日時点で法に基づく指定外出介護事業者であった事業者、または、事業者登録申請時において、法に基づく指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定行動援護事業者及び指定同行援護事業者として6か月以上指定を受けている事業所を運営している事業者。

② 現に法に基づく指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定行動援護事業者及び指定同行援護事業者であり、(2)で示すヘルパーが所属し、要綱に従ってサービスを提供できる事業者。

③ 「平成24年12月27日付福岡市条例第57号福岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の居宅介護等に関して規定され

る人員、設備及び運営に関する基準と同等の内容、水準の運営をすることができる事業者。

- ④ 事業者が、不正請求等を行ったことを理由に福岡市移動支援事業者の登録を抹消（指定居宅介護等の指定取消に合わせて抹消となった場合を含む。以下⑤、⑥において同じ。）され、抹消の日から起算して5年を経過しない者（当該法人の役員又はそのサービス事業所の管理者であった者で当該抹消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）でない者。
- ⑤ 事業者と密接な関係を有する者（事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者。以下⑥において同じ。）が、不正請求等を行ったことを理由に福岡市移動支援事業者の登録を抹消され、その抹消の日から起算して5年を経過しない者でない者。
- ⑥ 事業者、当該法人の役員又はサービス事業所の管理者並びに事業者と密接な関係を有する者が、不正請求等を行ったことを理由に福岡市移動支援事業者の登録を抹消され、当該不正請求に係る費用の返還を行っていない事業者の関係者（当該事業者、当該法人の役員、サービス事業所の管理者、サービス提供責任者であった者、その他サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者）でないこと。

(2) ヘルパーの資格要件

- ① 全身性障がい者・児
 - ・全身性障がい者ガイドヘルパー（外出介護・移動介護従業者）養成研修修了者
 - ・日常生活支援従業者養成研修修了者
 - ・居宅介護従業者養成研修修了者（1級）
 - ・介護福祉士
 - ・実務者研修修了者
 - ・介護職員基礎研修修了者
 - ・重度訪問介護従事者研修修了者
 - ・「居宅介護等事業に従事した経験を有する者として全身性障害者ガイドヘルパーとして従事できる者と証する証明書」を持っている者
- ② 視覚障がい者・児
 - ・視覚障がい者ガイドヘルパー（外出介護・移動介護従業者）養成研修修了者
 - ・同行援護従業者養成研修修了者
 - ・「居宅介護等事業に従事した経験を有する者として視覚障害者ガイドヘルパーとして従事できる者と証する証明書」を持っている者
- ③ 知的障がい者・児
 - ・知的障がい者ガイドヘルパー（外出介護・移動介護従業者）養成研修修了者
 - ・行動援護従事者研修修了者
 - ・居宅介護従業者養成研修修了者（1～3級）
 - ・介護福祉士
 - ・実務者研修修了者
 - ・介護職員基礎研修修了者
 - ・居宅介護職員初任者研修課程修了者
 - ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
 - ・介護職員初任者研修修了者
 - ・強度行動障害支援者養成研修修了者
 - ・「居宅介護等事業に従事した経験を有する者として知的障害者ガイドヘルパーとして従事できる者と証する証明書」を持っている者
- ④ 精神障がい者・児
 - ①、②、③のいずれかの資格要件を満たす者

(3) 単位数

- ① 身体介護を伴わない場合（個別型・非身体型）
福岡市移動支援事業（身体介護を伴わない場合）サービスコード表のとおり。

- ② 身体介護を伴う場合（個別型・身体型）
福岡市移動支援事業（身体介護を伴う場合）サービスコード表のとおり。
- ③ 身体介護を伴う場合（グループ型・非身体型）
福岡市移動支援事業（身体介護を伴う場合）サービスコード表のとおり。
- ④ 身体介護を伴う場合（グループ型・身体型）
福岡市移動支援事業（身体介護を伴う場合）サービスコード表のとおり。
なお、加算は設定しない。

(4) 禁止事項

下記禁止事項を行った場合は費用の返還を求めた上、福岡市移動支援事業実施事業者の登録を抹消するものとする。

- ① 不正請求
- ② 不正の手段による事業者登録
- ③ その他移動支援事業を行う事業者としてふさわしくない行為

(5) その他

サービス提供事業者は利用者の状況に応じて利用者負担上限額管理事務を行うものとする。